

## よくある質問 Q&A

よくある質問を掲載いたします。その他の質問は、当財団までお問い合わせください。

### 1 交付の対象となる事業の要件について

Q1 交付の対象となる事業の要件としては、何が求められるのでしょうか。

A1 公募要領の「4. 補助対象事業の要件」(1) 補助対象事業の基本的要件、(2) 補助対象事業の要件 に記載があるとおりです。要件については、一つでも漏れがあると不適合の判断とならざるを得ません。お手数ですが、応募いただく前に、記載等の漏れがないことを十分にご確認したうえで、応募ください。

Q2 補助対象経費の算定は、どのように行えばよろしいでしょうか。

A2 補助対象経費とは、公募要領の「4. 補助対象事業の要件」の 14) 交付の対象となる設備の範囲 (P9) に規定する設備の設置に係る費用のうち、「別表第2」(P40)及び「別表第3」(P43)に規定する補助対象経費のことをいい、これに該当する費目を積算することで算出します。基本的に、補助対象経費に基礎工事や上屋等の土木建築に係る費用は含まれません。

Q3 公募要領の「4. 補助対象事業の要件」(2) 補助対象事業の要件 に「1)再資源化が困難である資源性廃棄物(家庭・産業からの複合素材(金属・木材・プラ)等)であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給する事業」と記載がありますが、特に「一定以上を」の記載が具体的でなく分かりにくいので、教えてください。

A3 たしかに具体的にお示しできれば明確にはなるのですが、応募される方が計画している資源性廃棄物の種類、再資源化技術の内容、再生材の種類・品質等に応じて、対応する商圏の大きさ等に幅があるため、一律に設定することは困難です。応募される方においては、事業化のために最大限に創意工夫を発揮して実証・設備導入を計画され、ご応募いただきたく存じます。

Q4 資源循環効果の考え方を教えてください。

A4 本事業でいう資源循環効果については、公募要領のp28(注3)に記載のある①から⑤を指します。特に④資源回収率に関する目標とは、回収した資源性廃棄物の回収量に対して、設備によって再資源化された再生材の供給量を評価して目標とするもので、再生材の供給量を、回収した資源性廃棄物の回収量の合計により除した数値となります。

Q5 増設、改良の考え方について教えてください。

A5 増設、改良の考え方は次のようになります。

#### (1) 増設

破碎・選別等の系列を増設することにより、再生材の供給量の増加が図れる場合が対象となります。増設プラント1式が新規となるものです。

#### (2) 改良

処理系列の中に補助対象設備を追加、又は更新することにより、その系列における1日の処理量を3割以上増加する場合が対象となります。ただし、補助対象設備の耐用年数7年間は処理系列を稼働することが条件となります。

### 2 補助率について

Q6 補助率が1/2になるのは、どのような場合ですか

A6 公募要領の「3. 補助金の交付額及び補助事業期間」(P7)を参照ください。  
中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の補助率は1/2とします。  
(それ以外の者の補助率は1/3。)

### 3 応募について

Q7 二次公募に応募したいと考えているのですが、これは毎年必ず実施されますか。

A7 二次公募は、一次公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に剰余が生じた場合に限り応募を行います。従いまして、毎年必ず行われるものではありません。

Q8 補助事業で取得した設備に抵当権を設定し、融資を受けることはできますか。

A8 補助事業で取得した設備に抵当権を設定することは、財産処分に該当し、返済の見込みなどの観点から、事前に財団の承認が必要になります。